

介護保険

認定申請から結果の通知まで

申請されますと、次の手順により認定を行います。

①申請

本人や家族が行うほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設が申請を代行することもできます。

【提出先】

市役所高齢者支援課、区総合事務所、南北出張所



②主治医意見書・認定調査

○主治医意見書

市から主治医に意見書の作成を依頼します。

※本人の状況確認等のため、主治医から再受診を求められることがあります。

○認定調査

認定調査員が事前に日程連絡のうえ、申請者のお宅等を訪問します。

調査では日頃の生活の様子について本人や介護者の方にお話をお聞きします。

月曜日から金曜日までの、午前9時から午後3時50分までの間で実施します。

(所要時間は約1時間です。)

【連絡先】

- | | | | |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| ・上越市役所 | 025-520-5834 | | |
| ・三和区総合事務所 | 025-532-4505 | 025-532-4506 | 025-532-4507 |
| ・大潟区総合事務所 | 025-534-2111 | | |
| ・浦川原区総合事務所 | 025-599-2301 | | |
| ・板倉区総合事務所 | 0255-78-2141 | | |



③介護認定審査会

訪問調査の結果と主治医の意見書に基づき、保健・医療・福祉の専門家が審査・判定を行います。



④認定結果の通知

市から認定結果と介護保険被保険者証を送付します。